

青森県警察名誉師範の称号に関する訓令

昭和60年2月28日
本部訓令第3号警察本部長

| | | |
|----|-----------------|-----------------|
| 改正 | 平成6年10月本部訓令第15号 | 平成6年12月本部訓令第24号 |
| | 平成13年3月本部訓令第7号 | 平成15年6月本部訓令第13号 |
| | 平成18年3月本部訓令第10号 | 平成21年3月本部訓令第2号 |
| | | 警察本部 |
| | | 警察学校 |
| | | 各警察署 |

青森県警察名誉師範の称号に関する訓令を次のように定める。

青森県警察名誉師範の称号に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、青森県警察名誉師範（以下「名誉師範」という。）の称号の授与に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(選考基準)

第2条 名誉師範の選考基準は、本県警察の柔道、剣道又は逮捕術の指導教養に専従し、かつ、本県警察職員でなくなった者で、次の各号に該当する者とする。

- (1) 人格、識見ともに優れ、一般の模範となると認められる者
- (2) 永年にわたって本県警察の柔道、剣道又は逮捕術の普及振興に貢献し、その功労が顕著であると認められる者

(選考委員会の設置)

第3条 名誉師範を選考するため、青森県警察本部に名誉師範選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

2 選考委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は警務部長とし、委員には生活安全部長、刑事部長、交通部長、警備部長、警察学校長及び教養課長をもって充てる。

(名誉師範候補者の推薦)

第4条 教養課長は、第2条に規定する名誉師範の選考基準に該当する者があると認めるときは、次に掲げる事項を具備した名誉師範の称号授与上申書（以下「上申書」という。）を選考委員会に提出するものとする。

- (1) 履歴、身上及び在職時の勤務成績に関する事項
- (2) 柔道、剣道又は逮捕術の普及振興に寄与した業績の概要
- (3) その他参考となる事項

2 選考委員会の委員長は、前項の上申書を受けたときは、第3条に規定する委員会を招集し、審議するものとする。

3 前項の審議の結果、名誉師範としてふさわしい者であると認めるときは、選考委員会の委員長は、警察本部長に推薦するものとする。

(称号の授与)

第5条 名誉師範の称号の授与は、選考委員会の推薦に基づき警察本部長が決定し、別記様式の名誉師範の証の交付をもって行う。

(称号の喪失)

第6条 警察本部長は、名誉師範の称号を授与された者に、名誉師範としてふさわしくない非行又は言動があったときは、選考委員会の審議を経て、その称号を喪失させることができる。

(事務の処理)

第7条 名誉師範に関する事務は、教養課において処理する。

附 則

この訓令は、昭和60年3月1日から施行する。

附 則（平成18年本部訓令第10号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年本部訓令第2号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。
別記様式